

参 考 資 料

目 次

- 1 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての
農地転用許可制度上の取扱いについて（平成25年3月31日
農林水産省農村振興局長通知）・・・・・・・・・・ 1
- 2 申請様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 営農型発電設備の実務用Q & A（平成26年2月13日現在
農林水産省作成）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

24農振第2657号
平成25年3月31日

各地方農政局長
各都道府県知事
内閣府沖縄総合事務局長
全国農業会議所会長

} 殿

(農林水産省) 農村振興局長

支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用
許可制度上の取扱いについて

近年、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する技術の開発が見られる。

このような発電設備は、農地における営農の継続を前提とするものであり、営農に支障を与えないこと等が確保される必要がある。

このため、このような発電設備の設置に係る農地転用許可制度については、「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。)、
「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)及び「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付け21経営4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。)の定めによるほか、下記事項に御留意の上、その適切かつ円滑な運用について特段の御配慮をお願いする。

その他、優良農地の確保に支障を生じないことを前提とする耕作放棄地における取扱い等の在り方については、引き続き検討することとしている。

(貴管内の市町村及び農業委員会に対しては貴職から通知願いたい。)

記

1 一時転用許可

- (1) 農地に支柱(簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。以下同じ。)を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について、農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第4条第1項又は第5条第1項の許可(以下「転用許可」という。)が必要となる。

この場合の発電設備(以下「営農型発電設備」という。)については、当該設備の下部の農地(以下「下部の農地」という。)において営農の適切な継続が確保されなければならないことから、農用地区域内農地(運用通知第2の1の(1)のアの農用地区域内にある農地をいう。)、甲種農地(運

用通知第2の1の(1)のウの甲種農地をいう。)又は第1種農地(運用通知第2の1の(1)のイの第1種農地をいう。)における支柱の設置について、一時転用許可の対象として可否を判断するものとする。

- (2) 許可権者(転用許可をする権限を有する都道府県知事又は農林水産大臣をいう。以下同じ。)は、一時転用許可を行う場合には、処理基準及び運用通知の定めによるほか、次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア 申請に係る転用期間が3年以内の期間であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱を立てることを利用の目的とすること。

イ 簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

ウ 下部の農地における営農の適切な継続が確実で、パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。

また、位置等からみて、営農型発電設備の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

エ 支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

- (3) 転用期間が満了する場合に、改めて(2)の確認を行い、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況について、十分勘案し、総合的に判断するものとする。

- (4) 次に掲げる場合については、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとする。

ア 営農が行われない場合

イ 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合

ウ 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合

エ 農作業に必要な機械等を効率的に利用することが困難であると認められる場合

2 一時転用許可の条件等

- (1) 営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可は、法第4条第4項又は第5条第3項において準用する第3条第5項の規定に基づき、処理基準及び事務処理要領の定めによるほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

ア 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして

利用されること。

イ 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。

ウ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

エ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。

オ 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

- (2) 営農型発電設備の支柱について、法第4条第1項又は第5条第1項に基づき許可書を申請者に交付するときは、その許可書に下記の注意事項を記載するものとする。

[注意事項]

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないとき又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。

3 許可申請

営農型発電設備の支柱について、転用許可を申請する場合には、事務処理要領の定めによるほか、次に掲げる書類を申請書に添付するものとする。

- (1) 営農型発電設備の設計図
- (2) 下部の農地における営農計画書
- (3) 営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書
- (4) 営農型発電設備を設置する者（以下「設置者」という。）と下部の農地において営農する者（以下「営農者」という。）が異なる場合には、支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面

4 報告

- (1) 営農型発電設備の支柱について、転用許可を受けた者は、下部の農地において生産された農作物に係る状況（収量等）を収穫した年の翌年2月末

日までに許可権者に報告するものとする。また、この場合、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、農業委員会等）の確認を受けるものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)の報告を取りまとめた上で各地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告する。各地方農政局長は、報告された内容を取りまとめの上、農村振興局長に報告する。農村振興局長は、各地方農政局長及び北海道知事から報告があった事項を取りまとめの上、各地方農政局長及び都道府県知事と情報共有が必要な事項について、これら関係機関に対して情報提供を行う。

5 許可権者による指導

- (1) 許可権者は、営農の適切な継続が確保されなくなった、又は確保されないと見込まれると判断される場合には、転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。
- (2) 許可権者は、営農が行われない場合、営農型発電設備による発電事業が廃止される場合又は(1)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、転用許可を受けた者に対して、営農型発電設備を撤去するよう指導するものとする。

6 その他

- (1) 農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導助言を行うとともに、許可権者に報告する。
- (2) 営農型発電設備は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電事業を行うものであり、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等を行うことがないようにすることが望ましい。
- (3) 設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る転用許可と下部の農地に民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための法第3条第1項の許可と併せて行うことが必要である。

24 経営第3797号
平成25年3月31日

各地方農政局経営・事業支援部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長

} 殿

農林水産省経営局農地政策課長

営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いに
ついて

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農村振興局長通知）が施行されたところであるが、同通知1(1)の営農型発電設備に係る農地法第3条第1項の許可の取扱いについては下記のとおりとする。

貴局管内都府県に対して貴職から周知願いたい。

記

- 1 農地の所有者等以外の者が許可申請する場合には、許可申請者に対しては、農地法第3条第1項の許可（以下「3条許可」とする。）に係る申請と法第5条第1項の許可（以下「5条許可」とする。）に係る申請を同時に行うことを指導すること。
- 2 農業委員会は、5条許可申請書の記載事項等につき検討して意見書を作成する際に、併せて3条許可申請について判断すること。
この際、5条許可がされない場合には、3条許可は行わないこと。
- 3 農業委員会は、本件に係る5条許可と同日付で3条許可を行うこと。

25農振第1888号
平成26年1月28日

各地方農政局農村計画部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長

} 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いについて

日頃より、農地転用許可制度の適切な運用に御尽力を賜り感謝申し上げます。

農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）において、その農地転用許可基準上の取扱いを明らかにしたところですが、今回、当該設備に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）上の取扱いについて、国土交通省から「農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成26年1月28日付け国住指第3762号国土交通省住宅局建築指導課長通知。以下「建築指導課長通知」という。）が別添のとおり通知されましたので、御了知願います。

また、建築基準法の適正な運用を図るため、当該設備に対して農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可をしようとする場合や、当該設備の下部の農地が転用されるなど、建築指導課長通知の記の1又は2に該当しなくなるおそれがある場合には、あらかじめ情報提供するなど、建築指導担当部局と連携していただくようお願いします。

なお、貴局管内の都道府県に対しては、貴職から通知願います。

国住指第3762号
平成26年1月28日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の
建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）

貴職におかれましては、建築基準法（昭和25年法律第201号）の円滑な施行に向けた取組みにご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

さて、農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備については、農地転用許可の観点から、農林水産省から「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付 24農振第2657号）が通知されているところです（別紙参照）。

今般、この農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備が増加してきたことに鑑み、建築基準法上の取扱いについて、下記のとおり整理したので参考としてください。

本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備（当該支柱について、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可（市街化区域内にある農地にあつては農業委員会への届出）を受けたものに限る。）のうち、次に該当するものは建築基準法第2条第1号に規定する建築物には該当しない。

1. 特定の者が使用する営農を継続する農地に設けるものであること。
2. 支柱及び太陽光発電設備からなる空間には壁を設けず、かつ、太陽光発電設備のパネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっていること。

なお、適正な運用を図るため、あらかじめ本件に係る農地転用許可（支柱以外の農地を転用し、上記の条件に該当しなくなる場合を含む。）に関する情報提供を受けるなど、農地転用担当部局と連携していただきたい。

（別紙省略）

(別紙様式例第1号)

営農型発電設備の改築に係る報告

平成 年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者) 印

平成 年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けた営農型発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 許可を受けた土地等の所在等

土地の所在	地番	面積 (㎡)

2 改築計画

(1) 改築の内容

--

(2) 改築工事の時期

ア 着工予定年月日 : 平成 年 月 日
イ 完了予定年月日 : 平成 年 月 日

3 営農計画の変更の有無 : あり ・ なし

4 連絡先 (電話番号等)

--

(添付書類)

- ① (改築後の) 営農型発電設備の設計図
- ② 営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書 (営農計画の変更を伴わない場合には、営農計画書に関する部分は記載しなくても結構です。)
- ③ (営農計画の変更を伴う場合又は改築工事により遮光率が増加する場合には、) ②の根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書
- ④ その他参考となるべき書類

(別紙様式例第 2 号)

営農型発電設備による発電事業の廃止に係る報告

平成 年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者) 印

平成 年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けた営農型
発電設備について、発電事業を廃止しますので報告します。

また、発電事業の廃止に伴って、営農型発電設備を平成 年 月 日までに撤去すると
ともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

営農型発電設備の下部の農地における営農計画書
及び当該農地における営農への影響の見込み書

作成年月日 平成 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____
設置者 氏名 _____
住所 _____
土地 所在・地番 _____

1. 営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要

	総面積 (㎡)	田	畑	樹園地
営農型発電設備の下部の農地面積				
上記の農地と一体として営農を行う農地面積				
合 計				

(記載要領)

- ・「営農型発電設備の下部の農地面積」は、当該設備の直下の農地及び当該設備により日陰が生じる農地の面積を記入してください。当該設備の直下の農地とは、当該設備の水平投影面積をいいます。また、当該設備により日陰が生じる農地とは、原則、夏至日の南中高度により生じる日陰が及ぶ農地をいいます。
なお、当該設備により日陰が生じる農地の面積が明らかではない場合には、当該設備の直下の農地面積のみを記載してください。
- ・「上記の農地と一体として営農を行う農地面積」とは、営農型発電設備の下部の農地の存する一区画の農地のうち、下部の農地と一体的に営農を行う農地をいいます。

2. 営農型発電設備を計画している農地の営農計画

(1) 下部の農地における作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積 (㎡)
1 年目	-----	
2 年目	-----	
3 年目	-----	

(記載要領)

- ・「作付面積」は、営農型発電設備の下部の農地面積を記載してください。
- ・各年の「作付面積」の合計は、通常、1に記載した「営農型発電設備の下部の農地面積」と一致します。

(2) 営農に必要な農作業の期間

月 \ 作付予定作物名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 年目												
2 年目												
3 年目												

(記載要領)

- ・ 作物ごとに栽培期間と代表的な作業の種別を記載してください。

(3) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・リースの別 (導入予定の場合 にはその旨)	寸法 (cm) (全長、全幅、全高)	備考

(記載要領)

- ・ 機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(4) 農作業に従事する者の農作業経験等の状況

農作業経験等 (農作業歴)	左のうち作付予定作物の農作業歴

(記載要領)

- ・ 「農作業経験等（農作業歴）」及び「左のうち作付予定作物の農作業歴」については、農作業歴がある場合にはその年数を記載してください。また、農作業歴がない場合には、「なし」と記載ください。

3 営農への影響の見込み

(1) 生育に適した日照量の確保

作付予定作物	生育に適した条件等（日照特性等）及び設計上生育に支障が生じない理由

（記載要領）

- ・ 作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陰性、陰性等の日照特性等）を記載するとともに、営農型発電設備の設計（遮光率等）が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないとする理由を具体的に記載してください。

(2) 効率的な農作業の実施

ア 支柱

高さ（m）		間隔（m）
最低地上高：	最高地上高：	

イ 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

--

（記載要領）

- ・ 営農型発電設備の支柱の高さ及び間隔、2の(3)に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(3) 下部の農地の単収

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み (A/B×100 (%))	地域の平均的な単収の根拠

（記載要領）

- ・ 「単収見込み」は、2の(1)の「第1年目」の単収見込みを記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。なお、地域の平均的な単収が存在しない作物を生産する場合には、自然条件に類似性のある他地域の平均的な単収を記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。

営農型発電設備の下部の農地における営農計画書 及び当該農地における営農への影響の見込み書

作成年月日 平成 年 月 日

営農者 氏名 ○○ ○○
住所 ○○県○○市○○123

設置者 氏名 同上
住所 同上

土地 所在・地番 ○○県○○市○○456

1. 営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要

	総面積 (㎡)	田	畑	樹園地
営農型発電設備の下部の農地面積	1,500	1,500	0	0
上記の農地と一体として営農を行う農地面積	8,500	8,500	0	0
合 計	10,000	10,000	0	0

(記載要領)

- ・「営農型発電設備の下部の農地面積」は、当該設備の直下の農地及び当該設備により日陰が生じる農地の面積を記入してください。当該設備の直下の農地とは、当該設備の水平投影面積をいいます。また、当該設備により日陰が生じる農地とは、原則、夏至日の南中高度により生じる日陰が及ぶ農地をいいます。

なお、当該設備により日陰が生じる農地の面積が明らかではない場合には、当該設備の直下の農地面積のみを記載してください。

- ・「上記の農地と一体として営農を行う農地面積」とは、営農型発電設備の下部の農地の存する一区画の農地のうち、下部の農地と一体的に営農を行う農地をいいます。

2. 営農型発電設備を計画している農地の営農計画

(1) 下部の農地における作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積 (㎡)
1 年目	水稻	1,500
2 年目	水稻	1,500
3 年目	水稻	1,500

(記載要領)

- ・「作付面積」は、営農型発電設備の下部の農地面積を記載してください。
- ・各年の「作付面積」の合計は、通常、1に記載した「営農型発電設備の下部の農地面積」と一致します。

(2) 営農に必要な農作業の期間

月	作付予定作物名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1年目	水稻				←代かき	田植え	防除	除草		→刈取り			
2年目	水稻				←		同上			→			
3年目	水稻				←		同上			→			

(記載要領)

- ・ 作物ごとに栽培期間と代表的な作業の種別を記載してください。

(3) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・リースの別 (導入予定の場合 にはその旨)	寸法 (cm) (全長、全幅、全高)	備考
トラクター	1	所有	417×201×271	
コンバイン	1	所有	454×213×235	

(記載要領)

- ・ 機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(4) 農作業に従事する者の農作業経験等の状況

農作業経験等 (農作業歴)	左のうち作付予定作物の農作業歴
10年	10年

(記載要領)

- ・ 「農作業経験等 (農作業歴)」及び「左のうち作付予定作物の農作業歴」については、農作業歴がある場合にはその年数を記載してください。また、農作業歴がない場合には、「なし」と記載ください。

3 営農への影響の見込み

(1) 生育に適した日照量の確保

作付予定作物	生育に適した条件等（日照特性等）及び設計上生育に支障が生じない理由
水稻	（記載要領を踏まえて記載ください。）

（記載要領）

- ・ 作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陰性、陰性等の日照特性等）を記載するとともに、営農型発電設備の設計（遮光率等）が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないとする理由を具体的に記載してください。

(2) 効率的な農作業の実施

ア 支柱

高さ (m)		間隔 (m)
最低地上高： 3.5	最高地上高： 4.0	9.0

イ 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

（記載要領を踏まえて記載ください。）

（記載要領）

- ・ 営農型発電設備の支柱の高さ及び間隔、2の(3)に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(3) 下部の農地の単収

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み (A/B×100 (%))	地域の平均的な単収の根拠
水稻	540	540	100	作況調査

（記載要領）

- ・ 「単収見込み」は、2の(1)の「第1年目」の単収見込みを記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。なお、地域の平均的な単収が存在しない作物を生産する場合には、自然条件に類似性のある他地域の平均的な単収を記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。

(別紙様式例第4号)

営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告

平成 年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けた農地に
係る営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況について、下記のとおり報
告します。

記

1 許可を受けた土地等の所在及び面積等

所在及び地番	面積
	(m^2)

2 営農型発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

氏 名	備 考

3 営農型発電設備の下部の農地における単収等

作付作物	作付面積 (m^2)	単収 ($\text{kg}/10\text{a}$)	地域の平均的な単収 ($\text{kg}/10\text{a}$)	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考

(上記記載について知見を有する者の所見)

所見 (具体的に記載してください。)

確認年月日 平成 年 月 日

知見を有する者 所属
役職・氏名
連絡先

(留意事項)

- 1 収穫直前の、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生育状況が確認できる写真を添付してください。
なお、当該写真は、下部の農地全体の農作物の生育状況が明らかとされている必要がありますので、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。また、当該写真は、晴天時のものが適当です。
- 2 営農型発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください。
- 3 本資料は、許可した土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

(記載要領)

- 1 「1 許可を受けた土地等の所在及び面積等」の「面積」欄は、上段に①の面積を記載してください。また、下段の括弧には、①及び②の合計面積を記載してください。
 - ① 許可を受けた営農型発電設備の支柱の基礎部分の面積（一時転用許可の対象面積）
 - ② 許可を受けた営農型発電設備の下部の農地の面積
- 2 「2 営農型発電設備の下部の農地における営農者の氏名等」について、営農者が複数存在し、営農者ごとに作付作物が異なる場合には、「備考」欄に作付けを行っている作物を記載してください。
- 3 「3 営農型発電設備の下部の農地における単収等」の「単収」欄は、許可に係る営農型発電設備の下部の農地の単収を記載してください（作付面積全体の単収ではありません。）。また、出荷した場合には、出荷量を証する書面の写しを添付してください。
- 4 「3 営農型発電設備の下部の農地における単収等」の「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。
なお、地域において比較する農地がない場合は、許可申請書に添付した「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」に記載した「地域の平均的な単収」を記載してください。
- 5 「3 営農型発電設備の下部の農地における単収等」の「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型発電設備を設置していない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。
- 6 「3 営農型発電設備の下部の農地における単収等」の「遮光率」欄について、営農型発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽光パネルの水平投影面積が占める面積を記載ください。
- 7 営農型発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合には、「備考」欄に販売量や売上高を記載ください。
- 8 自家消費する場合であっても「単収」欄や「品質」欄の記載は必要ですので、ご注意ください。

(別紙様式例第4号)

営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告

平成 年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所 〇〇県〇〇市〇〇123
氏名 〇〇 〇〇 印

平成 年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けた農地に
係る営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況について、下記のとおり報
告します。

記

1 許可を受けた土地等の所在及び面積等

所在及び地番	面積
〇〇県〇〇市〇〇456のうち	2.5 m ² (1,500 m ²)

2 営農型発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

氏 名	備 考
〇〇 〇〇	

3 営農型発電設備の下部の農地における単収等

作付作物	作付面積 (m ²)	単収 (kg/10a)	地域の平均的な単収 (kg/10a)	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考
水稻	1,500	530	540	1等米	〇%	

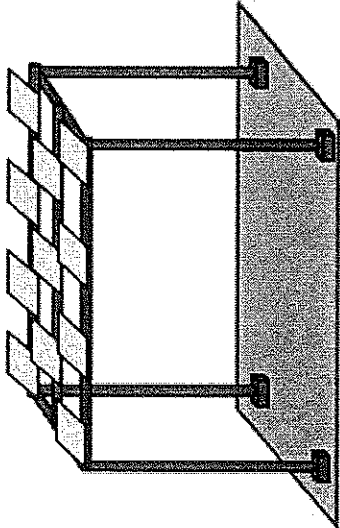
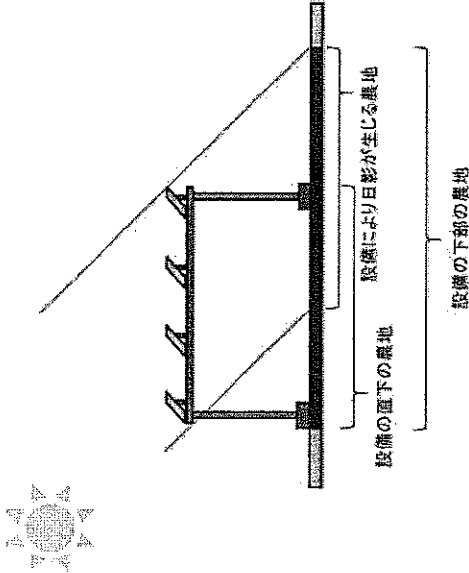
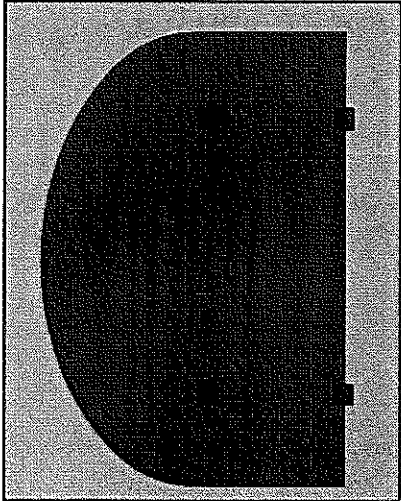
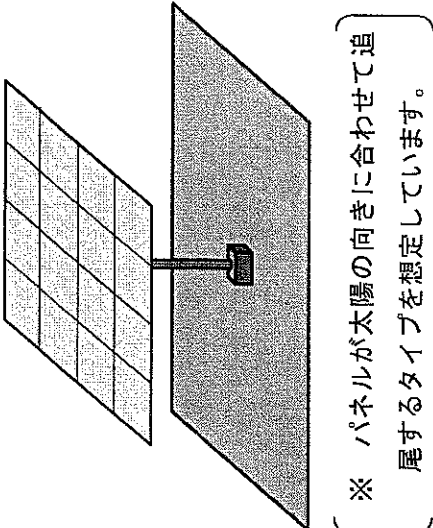
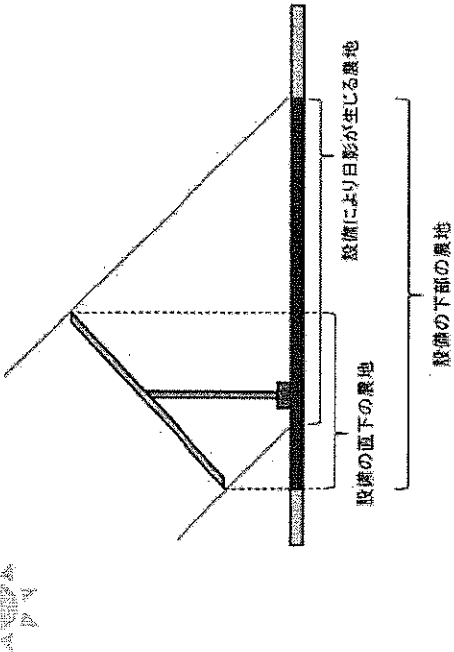
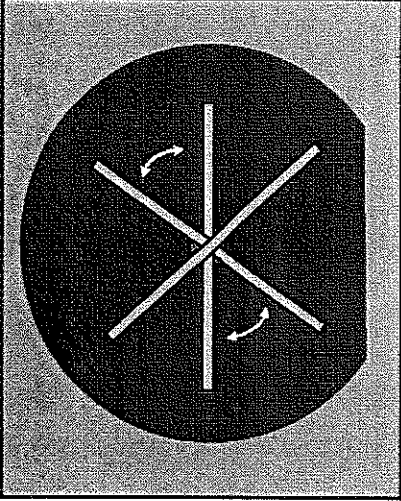
(上記記載について知見を有する者の所見)

所見(具体的に記載してください。)

確認年月日 平成 年 月 日

知見を有する者 所属
役職・氏名
連絡先

(営農型発電設備の) 下部の農地のイメージ

営農型発電設備のタイプ	側面図	平面図 (水平投影図)
1. 屋根タイプ 		 灰色の部分が「下部の農地」
2. 一本脚タイプ 		 灰色の部分が「下部の農地」

(注) 上の表はイメージです。実際には、地域の太陽高度やパネルの角度等を考慮して判断してください。

営農型発電設備の実務用Q & A

〔未定稿：平成26年2月13日現在〕

※ このQ & Aは、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いに関して、整理したものです。

【用語の定義】

本Q & Aで使用されている用語の定義は次のとおりです。

・ 営農型発電設備	農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備
・ 営農を継続	営農型発電設備の下部の農地において、営農が継続されること
・ 営農の適切な継続の確保	営農型発電設備の下部の農地において、営農が継続され、かつ、次に掲げる場合のすべてに該当しないこと ① 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合 ② 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合 ③ 農作業に必要な機械等を効率的に利用することが困難であると認められる場合 ④ その他、農地転用許可権者が営農の適切な継続が確保されていないと認める場合
・ （営農型発電設備の）下部の農地	営農型発電設備の直下の農地及び当該設備により日影が生じる農地（イメージ図参照）
・ 営農型発電設備の周りの農地	営農型発電設備の下部の農地や隣接する農地を含み、当該設備の周辺の農地
・ 地域の平均的な収量	原則として、営農型発電設備の設置する農地のある市町村における平均的な収量
・ 農作業に必要な機械等	営農者が実際に使用する農業用機械ではなく、通常、効率的に農作業を行う上で必要となるトラクター等

〔総論〕

Q 1 営農型発電設備の支柱を一時転用許可の対象として取扱うこととしたのか。

- 1 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等（以下このQ & Aにおいて「営農型発電設備」という。）は、開発段階の技術であり、また、太陽光パネルの設置方法（枚数、角度、間隔）によって、当該設備等の下部の農地に与える影響は様々です。
- 2 このため、営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可を行うに当たっては、
 - ① 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること
 - ② 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合等には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること
 - ③ 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合等には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること等を条件に許可を行う必要があるため、一時転用許可の対象とすることとしています。

Q 2 一時転用許可を認める期間を3年以内としたのか。

営農型発電設備の支柱に係る転用期間は、次の事項を踏まえ、3年以内としています。

- ① 農地転用許可基準上、当該一時的な利用の目的を達成できる最小限の期間としており、農用地区域内農地にあつては、市町村の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から3年以内に限定し、その他の農地においても、農業上の利用の確保の観点から同様の取扱いをしていること
- ② 当該設備は、営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること等（Q 1の2参照）を条件に許可を行う等により営農の適切な継続を確保していく必要があること

Q 3 営農型発電設備は、太陽光発電のみが対象か。

営農型発電設備とは、主に太陽光パネルを想定していますが、小規模風力発電設備も対象になります。

なお、営農型発電設備の周辺機器（パワーコンディショナー等）も対象になります。

Q 4 発電した電気は、営農に関連する用途に使用する必要があるのか。

一時転用許可を受けて設置された営農型発電設備により発電した電気の用途は特定していません。

Q5 営農型発電設備は、支柱が簡易な構造で容易に撤去できるものとされているが、具体的にどのような支柱を指すのか。

「簡易な構造で容易に撤去できる支柱」とは、地域の気象条件（風、雪、地震等）を踏まえ、営農型発電設備を安全に支える支柱として必要最小限の構造のものであり、その基礎が単独基礎や支柱を地面に打ち込むだけの施工方法によるものを想定しています（例えば、農業用ハウスの設置に用いられる基礎石は含まれます。なお、布基礎や杭基礎のものは含まれません。）。

〔許可要件〕

Q6 「申請に係る面積が必要最小限で適正」とは、具体的にどのように判断するのか。

- 1 「申請に係る面積が必要最小限で適正」については、農地転用許可申請書及び当該申請書に添付されている「営農型発電設備の設計図」において、
 - ① 申請に係る農地の面積が、営農型発電設備の支柱部分のみであるか
 - ② 営農型発電設備の支柱の本数や大きさが過多・過大でないかを確認した上で、許可の可否を判断することが適当です。
- 2 なお、②の審査においては、支柱の高さや自然条件等により必要となる支柱の本数や大きさは様々であるため、農作業に必要な機械等を効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについて、個別具体的に判断することが適当です。

Q7 「営農の適切な継続が確実」とは、具体的にどのように判断するのか。

「営農の適切な継続が確実」と認められるか否かについては、個別具体的に判断していくことが適当ですが、次に掲げる場合には、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとしています。

- ① 営農型発電設備の下部の農地において、営農が行われないおそれがあること
- ② 営農型発電設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少するおそれがあること
- ③ 品質に著しい劣化が生じるおそれがあること
- ④ 農作業に必要な機械等を効率的に利用することが困難であること

Q8 「営農の適切な継続が確実」には、草刈りなどの保全管理も含むのか。

「営農の適切な継続が確実」には、草刈りなどの保全管理は含みません。

Q9 「農作物の生育に適した日照量を保つための設計」とは、具体的にどのように判断するのか。

- 1 「農作物の生育に適した日照量を保つための設計」については、転用許可申請書に添付されている「営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」に係る書類において、
 - ① 生産する農作物の生育に適した日照量が明らかにされていること
 - ② ①の日照量が確保できる設計（パネルの角度、間隔、枚数等）であることが明らかにされていることを確認した上で、許可の可否を判断することが適当です。

- 2 具体的には、農地転用許可権者は、農地転用許可申請書の添付書類を参考に個別具体的に判断することになりますが、特に、「営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書」において、生産する農作物の生育に適した日照量と、営農型発電設備の設計上、得られる日照量が説明されているとともに、その説明について、根拠データや必要な知見を有する者の意見書によって問題がないことが確認できることが重要です。

Q10 「農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されている」とは、具体的にどのように判断するのか。

- 1 「農作業に必要な機械等」とは、申請者の営農計画書に記載された農業用機械など営農者が実際に使用する農業用機械ではなく、当該計画書に記載された農作物の栽培において、通常、効率的に農作業を行う上で必要となる農業用機械（トラクター等）をいいます。
- 2 このため、農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間としては、トラクター等を効率的に利用する上で通常必要となる空間及び農業従事者が立って農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていることを必要です。
- 3 このような空間が確保されていることを、転用許可申請書に添付されている「営農計画書」や「営農型発電設備の設計図」において確認した上で、許可の可否を判断することが適当です。

Q11 「位置等からみて、営農型発電設備の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」とは、具体的にどのように判断するのか。

- 1 営農型発電設備は、その位置等からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないことや、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないことが重要です。
- 2 このため、例えば、営農型発電設備の位置が、
 - ① 集団農地の中央部に位置する場合
 - ② 将来的に担い手に集積されるべき農地の場合
 - ③ 機械化体系による大規模農業の実現を目的に大区画ほ場整備事業が実施された農地の場合
 - ④ 近々に基盤整備事業を実施する予定である農地の場合等には、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがあると判断することが適当です。

Q12 「支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」とは、具体的にはどのように判断するのか。

- 1 営農型発電設備は、営農の適切な継続が行われなくなった場合には改善措置又は撤去を行う必要があることから、撤去費用が転用期間にわたって確保されていることが重要です。
- 2 このため、
 - ① 転用許可申請書の「資金調達についての計画」において、営農型発電設備の撤去に要する費用が計上され、設置者等がその費用を所有することを残高証明書等により確認するとともに、
 - ② （砂利採取の一時転用許可の取扱いと同様に、）施設撤去に係る第三者機関との保証契約や撤去費用の預託等の措置を講じられていること
 - ③ （設置者と営農者が異なる場合には、）支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面が添付されていることを確認した上で許可することが適当です。

Q13 通常の一時的転用の場合、他の土地での代替可能性を検討しなければならないが、営農型発電設備の場合も代替性の検討が必要となるのか。

- 1 営農型発電設備に係る一時転用許可においても、農地法施行令第10条第1項第1号イ及び第18条第1項第1号イに基づき、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること」を満たす必要があります。
- 2 このため、通常の一時的転用許可と同様、農地転用許可申請書等において、土地の選定理由（例えば、送配電用の電気工作物との距離）や第3種農地・第2種農地に設置可能な農地がないか等が検討されていることを確認した上で許可する必要があります。

Q14 農用地区域内農地に営農型発電設備を設置する場合、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを担保するため、どのように判断すべきか。

- 1 営農型発電設備に係る一時転用許可においても、農地法施行令第10条第1項第1号口及び第18条第1項第1号口に基づき、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」を満たす必要があります。
- 2 このため、農地転用許可権者は、営農型発電設備を設置する農地を管轄する市町村に、土地改良事業の実施予定を確認するなど農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認することが必要です。

〔再度の一時転用許可〕

Q15 どのような場合には再度一時転用許可を受けることができるのか。

- 1 営農型発電設備に係る再度一時転用許可は、転用期間（3年間）満了ごとに、許可要件及び当該転用期間における当該設備の下部の農地での営農の状況を勘案し、総合的に判断するものとされています。
- 2 再度一時転用許可が可能な場合は、個別具体的に判断することが適当ですが、例えば、転用期間（3年間）中、適切に営農が継続されており、次期の期間においても適切な営農の確保が確実と見込まれる場合には、再度一時転用許可を行うことが可能です。

Q16 再度一時転用許可が可能とされているが、回数に制限はありますか。

再度の一時転用許可の回数に制限はありません。

Q17 営農型発電設備の設置後、営農者が高齢化や疾病等を理由に営農を廃止した場合、設置者は当該設備を撤去しなければならないのか。

- 1 営農型発電設備は、営農の継続を前提とするものであり、営農に支障がないことを確保しながら設置を認めていく施設です。
- 2 このため、許可権者は、営農型発電設備の下部の農地等において営農が行われない場合には、営農型発電設備に係る一時転用許可の条件に基づき、当該許可を受けた者に対して適切な営農を行うよう指導をするとともに、適切な営農が行われない場合には、設置者に営農型発電設備の撤去を命じる必要があります。

また、営農者の疾病や怪我による営農の一時的な中断の場合には、営農再開の見込みを確認し、転用期間中に営農再開が見込まれる場合には、撤去を命じる必要はありません。

〔なお、営農が一時的に中断している状態では、原則として、再度の一時転用許可は認められませんので、ご注意ください。〕

〔営農の適切な継続の確保〕

Q18 「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合」について、営農型発電設備の下部の農地における耕作が全く行われていなくても、その面積が耕作面積の2割以内であれば、一筆の農地全体の収量は通常の8割程度となるため、営農が適切に継続されていると判断すべきですか。

- 1 「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合」の判断は、下部の農地における単収により判断するものであり、営農型発電設備の支柱が設置されている土地を含む農地全体の単収により判断するものではありません。
- 2 このため、設問にあるように、営農型発電設備の下部の農地における耕作が全く行われていない場合には、「営農が行われない場合」に該当し、営農が適切に継続されていないものと判断されます。

Q19 「同じ年の地域の平均的な単収と比較して」とは、単年で比較するのか、それとも転用期間（3年）で比較するのか。

「同じ年の地域の平均的な単収と比較して」とは、単年で比較します。

Q20 「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合」について、地域での平均的な単収が存在しない作物である場合に、どのように判断すべきか。

- 1 近傍で栽培されていない作物の場合には、自然条件に類似性のある他地域における平均的な単収と比較することが想定されます。
- 2 なお、許可要件の一つである「下部の農地における営農の適切な継続が確実」の審査の中で、「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少するおそれがないこと」を確認する必要がありますが、特に、地域の平均的な単収が存在しないような作物を生産する営農計画である場合には、転用許可申請書に添付されている「営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」に係る書類において、単収の比較対象が明確にされていることを確認することが適当です。

Q21 品質に著しい劣化が生じていると認められる場合とは、具体的にどのような場合をいうのか。

- 1 品質に著しい劣化が生じていると認められる場合とは、例えば、
 - ① 水稻においては、単収は確保されているものの、くず米ばかりであった場合
 - ② 果樹においては、単収の確保を指向し摘果を行わなかった結果、糖度等の低下を招き、売り物にならないような場合などを想定しています。
- 2 したがって、農業委員会や都道府県知事等は、設置者等から営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産状況の報告を受けた場合には、単収のみならず、農産物の等級や糖度などの品質についても確認してください。

Q22 営農型発電設備の下部の農地に果樹等を接木や新植により栽培を開始する場合等一時転用期間中に収穫が見込まれない場合において、「営農の適切な継続が確実」(特に、地域の平均的な単収としておおむね2割以上減少していないこと)はどのように判断すべきか。

- 1 営農型発電設備の下部の農地において、果樹等を接木や新植により栽培する場合には、当初の数年間には収穫が見込まれない場合があります。
- 2 このような場合については、一時転用期間中に収穫が見込まれないとしても、当該設備の下部の農地において、整枝・剪定、施肥、摘果等の栽培管理が適切になされ、通常どおりの生育段階に至っていることが確認できる場合には、「営農の適切な継続が確実」と判断して差し支えありません。
具体的には、次の場合を想定しています。
 - ① 栽培技術等に係るマニュアルや栽培指針等により、適切な栽培管理方法や各年における生育段階(例えば、樹高、樹形等)が明らかとされている場合
 - ② 同地域又は自然条件に類似性のある他地域において比較対象がある場合
 - ③ 営農型発電設備の下部の農地とその周りの農地で同時に栽培を行う等生育状況の比較が可能である場合

(なお、上記の内容に加えて、その他の許可要件(例えば、農作物の生育に適した日照量及び効率的に農作業を行うことができる空間が確保されていると認められること等)を満たす必要がありますので、ご注意ください。)

- 3 また、営農型発電設備の設置者は、毎年の報告の際に、適切に栽培管理を行い、通常どおりの生育段階に至っていることを、写真や栽培マニュアル等を添付して報告する必要があります。
他方、農地転用許可権者は、必要に応じて現地調査の実施や専門機関(例えば、果樹産地協議会等)に確認する等、その報告内容が適切なものであるかを確認することが適当です。

〔許可条件〕

Q23 営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可は、どのような許可条件を付して行うべきか。

営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可は、今回の通知の2の(1)に基づき、原則として次の条件を付して行うことが適当です。なお、事案の事情を踏まえて、他の条件を付したり、条件の内容の変更する等して、適切な運用に努めてください。

- ① 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- ② 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- ③ 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
- ④ 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- ⑤ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- ⑥ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
また、営農型発電設備を改築する場合には、あらかじめ報告すること。
- ⑦ 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
- ⑧ 許可期間が満了する場合には、速やかに農地に復元すること。また、農地復元に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

Q24 営農型発電設備を改築する場合には、許可条件に基づき、農地転用許可権者に報告することとされているが、いつ、どのように報告すべきか。

- 1 営農型発電設備は、営農の継続を前提とするものであることから、今回の通知に基づく許可要件、添付書類及び許可条件等により、営農に支障がないことを確保しながら設置を認めていくこととしております。
- 2 このため、営農型発電設備を改築する場合、改築の内容によっては、農作物の生育や農作業の効率的な実施に支障を及ぼすおそれがあることから、あらかじめ農地転用許可権者に改築する旨を報告し、農地転用許可権者の了解を得た上で、改築に係る工事を着工する必要があります。
なお、報告の様式例を作成しましたので、ご活用ください（別紙様式例第1号）。
- 3 また、営農型発電設備を増築する場合や支柱の位置が変わる場合等新たな農地転用を伴う場合には、営農型発電設備の改築に係る報告ではなく、新たな農地転用許可申請が必要になりますのでご留意ください。

Q25 営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、許可条件に基づき、農地転用許可権者に報告することとされているが、様式は示されるのか。

営農型発電設備による発電事業の廃止に係る報告の様式例を作成しましたので、ご活用ください（別紙様式例第2号）。

〔許可申請・添付書類〕

Q26 申請書上の事業期間が3年以内であれば、農地の賃貸借契約の期間が3年を超えている場合であっても、一時転用許可を受けられますか。

- 1 営農型発電設備の支柱を設置する農地に係る賃貸借契約は、一時転用許可申請書における事業期間（3年以内）と同じである必要があります。
- 2 なお、再生可能エネルギーの固定価格買取期間は、再生可能エネルギー発電設備に対して保証されているものであり、設置場所の利用期間とは関連ありません（経済産業省資源エネルギー庁に確認済）。
〔例えば、農地について3年間借りて太陽光パネルを設置した場合であっても、当該パネルについて、買取期間が20年間保証されます。〕

Q27 再度一時転用申請を行う場合、その手続きや必要書類は最初の申請と同じですか。

再度の一時転用許可申請の際の手続きや必要となる添付書類は、最初の申請と同じです。

Q28 転用許可を申請する際に添付する「下部の農地における営農計画書」及び「営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」には、どのような項目が記載されている必要があるのか。

- 1 「下部の農地における営農計画書」には、
 - ① 営農型発電設備の下部の農地面積
 - ② 作付予定作物、期間別の必要な農作業の内容、利用する農業機械
 - ③ 農作業に従事する者の農作業経験などが記載されていることが適当です。
- 2 「営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」には、
 - ① 作付予定作物に係る生育に適した条件及び設計上生育に支障が生じない理由
 - ② 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されている理由
 - ③ 下部の農地における単収見込みなどが記載されていることが適当です。
- 3 なお、様式例を作成しましたので、ご活用ください（別紙様式例第3号）。

〔農産物の生産状況報告〕

Q29 農作物の生産状況に係る報告は、何について報告すればよいのか。

作付品目、作付面積、収量、品質、遮光率（設計上の遮光率で結構です。）等を報告することが必要です。

なお、様式例を作成しましたのでご活用ください（別紙様式例第4号）。

Q30 牧草畑で家畜を放牧している場合には、どのように報告すればよいのか。

- 1 牧草畑で家畜を放牧している場合であっても、冬期の食料確保等のため、ロールペーラ一等により収穫を行うことが一般的です。
- 2 このため、家畜により、栽培する牧草の一部は食されてしまいますが、1の収穫量を報告してください。

Q31 営農計画書上、一時転用許可日から報告時点（2月末）までの間は作付けを行う計画となっていない場合（例えば、1月に当初の一時転用許可を受け、同年3月以降に作付けを行う計画である場合など）、どのように報告すればよいのか。

- 1 営農計画書上、一時転用許可日から報告時点（2月末）までの間は、作付けを行う計画となっていない場合であっても、農産物の生産状況に係る報告を行う必要があります。
- 2 なお、報告書（別紙様式例第4号）の3の欄や所見欄については、空欄で報告いただいても差し支えありません。
〔農地転用許可権者におかれましては、一時転用許可日から報告時点までの間に作付けを行っていないことについて、営農計画書上問題がないかを確認してください。〕

Q32 報告の時期について、何故、2月末なのか。

報告の時期は、農作物の収穫終了時期及び所得税等の確定申告の時期を踏まえて、2月末としています。

Q33 都道府県知事は、農産物の生産状況報告をいつ農村振興局長に送付すればいいのか。

都道府県知事は、4月末日までに地方農政局に送付願います（地方農政局長は、5月末日までに農村振興局長に送付願います。）。

Q34 許可権限を農業委員会等に移譲している場合、農業委員会等は、農産物の生産状況報告を、直接、農村振興局長に送付すればいいのか。

都道府県知事を経由して、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局）に送付願います。

〔耕作放棄地への設置〕

Q35 営農型発電設備を設置する農地が耕作放棄地である場合には、営農の適切な継続が行われなくても、一時転用許可を行うことが可能か。

- 1 営農型発電設備は、営農の継続を前提とするものです。このため、耕作放棄地に営農型発電設備の設置する場合には、営農の再開が必要となります。
- 2 なお、耕作放棄の状態のままで営農型発電設備を農地に設置する場合には、当該農地の主な利用目的は発電施設の設置にあると認められるため、当該設備の下部の農地全体について（恒久的な）転用許可が必要となることにご注意ください。

Q36 現況、耕作放棄地でも地域の平均的な収量の8割以上の収量を得る必要があるのか。

耕作放棄されていた農地であっても、通常の農地と同様、営農型発電設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね8割以上の収量を確保する必要があります。

〔設置者と営農者が異なる場合の、空中部分を利用するための3条許可の取扱い〕

Q37 営農型発電設備の下部の農地について、なぜ3条許可が必要なのか。

- 1 営農型発電設備の空中部分を利用するため、設置者が営農者から区分地上権又は賃借権等（以下「区分地上権等」という。）の設定を受けて営農型発電設備を設置する場合、農地に権利を設定することとなるため、3条許可が必要です。
- 2 なお、当該設備のうち支柱を立てる部分は、転用されることになるので、5条許可の対象となり、当該設備の下部の農地については、営農者が引き続き耕作を行うこととなることから、3条許可の対象となります。

Q38 区分地上権等の権利を設定する場合の3条許可はどのような基準により行うべきか。

- 1 営農型発電設備の下部の農地に係る3条許可の判断については、法第3条2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件は満たす必要はありませんが、処理基準において、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされていますので、これらを確認する必要があります。
- 2 なお、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、3条許可と同時に申請される5条許可の判断の際に確認することとなっていますので、実質的には賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足ります。

Q39 3条許可と5条許可を行う場合、両許可を同日付で行うこととされているが、どのような手続で行うべきか。

- 1 例えば、農業委員会において、5条許可が出れば3条許可を行う旨をあらかじめ議決しておき、都道府県と調整の上、都道府県知事による5条許可の日付に合わせて3条許可を行う方法などが考えられます。
- 2 なお、許可書の送付に当たっては、3条許可書と5条許可書ができるだけ同時期に申請者へ交付されるよう配慮することが望ましいと考えます。

Q40 3条許可により、営農型発電設備の下部の農地に賃借権を設定した場合、農地法第17条に基づく法定更新はされるか。また、その賃貸借を解約する場合には農地法第18条の許可が必要か。

営農型発電設備の下部の農地に賃借権を設定した場合、期間満了時には、通常の賃貸借と同様に、農地法第17条に基づく法定更新がなされます。農地法第18条についても通常の賃貸借と同様に適用されますので、賃貸借解約の解除、解約の申入れ、更新拒絶等を行う場合には、都道府県知事の許可が必要となります。

Q41 3条許可の申請において、これと同時に申請された5条許可の対象となる支柱を立てる部分の農地面積も含めて申請があった場合、補正をすべきか。

- 1 支柱を立てる部分を含めて3条許可の申請があった場合については、当該許可の可否の判断に特段の影響を及ぼすものでない限り、申請書の補正等を行う必要なく、営農型発電設備の下部の農地に係る3条許可に関しては、通常そのような支障はないものと考えます。
- 2 また、当該申請に対する3条許可について、支柱を立てる部分の面積を含めて行ったとしても、営農を継続する農地に対する許可の効力に影響を及ぼすものではないことから、特に問題はありませぬ。

Q42 営農型発電設備の下部の農地に設置する区分地上権等の設定期間は、一時転用の期間（３年）と同じにすべきか。

- 1 支柱を立てる部分と空中を利用する部分の権利の設定期間を超えて設定することは、申請者にメリットがないので、そのようなケースは想定しがたいと考えます。
- 2 なお、仮にそうした申請があった場合でも、設定する権利が賃借権である場合には、期間満了時に法定更新がなされるため、期間を一致させる意義がないので、必ずしも一時転用と期間を一致させるような指導を行う必要はないと考えます。設定する権利が賃借権以外の権利である場合も同様です。

〔農振法の開発許可〕

Q43 農用地区域内の農地において、支柱部分が農地転用許可された場合、上部空間のパネル部分について農振法の開発許可は必要か。

- 1 営農型発電設備等を農用地区域内の農用地に設置する場合、基本的に農地法に基づく一時転用の許可を受けて設置されるものであり、改めて、開発許可を受ける必要はありません。
- 2 なお、採草放牧地に自らが営農型発電設備等を設置する場合には、農地法第４条に基づく転用許可を要しないため、開発許可が必要となります（権利を設定し設置する場合は、農地法第５条の許可が必要となるため開発許可は不要です）。開発許可に当たっては、農地転用の一時転用許可と同様の条件を付して許可を行ってください。

Q44 農用地区域内の農用地以外の土地に支柱を立てて上部に太陽光パネルを設置する場合、農振法の開発許可が必要か。

農用地区域内の農用地以外の土地に、簡易な構造で容易に撤去が可能な支柱の上部に太陽光パネル等を設置する場合は、指定された用途に供されなくなるため、農用地区域からの除外が必要です。

なお、当該土地を一時的な利用に供する場合として農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないなどの開発許可の基準を満たすときは、開発許可を受けて一時的に設置することが可能です。この場合、農業振興地域整備計画の達成に支障が生じないよう、期間その他の条件を付して許可を行ってください。

Q45 農用地区域内の農業用施設の屋根に太陽光パネルを設置する場合、農振法の開発許可が必要か。

太陽光パネルの設置によって、農業用施設の機能の低下、営農に支障が生じる場合には、開発許可は必要となりますが、個々の事案に即し判断することが必要です。

〔他法令との関係〕

Q46 営農型発電設備は、建築基準法上の建築物に当たるのか。

営農型発電設備の建築基準法上の取扱いについては、国土交通省から「農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成26年1月28日付け国住指第3762号国土交通省住宅局建築指導課長通知）が通知され、次のいずれにも該当するものは建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当しないこととされております。

なお、具体的な適否については、都道府県等の建築指導担当部局に御相談ください。

- ① 特定の者が使用する営農を継続する農地に設けるものであること
- ② 支柱及び太陽光発電設備からなる空間には壁を設けず、かつ、太陽光発電設備のパネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっていること

Q47 営農型発電設備を自ら設置することは、電気事業法及び電気工事士法の規定上、問題はないのか。

- 1 営農型発電設備は、電気事業法上の電気工作物であり、感電、火災等の防止等電気工作物の保安上の観点から、電気設備に関する技術基準に適合するように設置する必要があります（電気事業法第39条、第56条、電気工事士法第5条、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号））。

上記基準への適合性を担保するため、営農型発電設備の設置に係る電気工事は、電気工事士資格を持つ者（第1種電気工事士等）により行われなければならないこととされております（電気工事士法第3条）。

- 2 このため、営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可の申請があった場合には、必要な場合は市町村又は都道府県の電気保安担当部局と調整し、施工者が電気工事士資格を持つ者であることを確認した上で、許可を行うことが適当です。

- 3 また、電圧600v超又は出力50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合には、電気事業法上の事業用電気工作物に当たるため、上記の技術基準適合義務に加えて、保安規程の提出義務や電気主任技術者の選任・届出義務など電気事業法に基づく電気保安に係る規制の対象となります（電気事業法第42条、第43条等）。

このため、電圧600v超又は出力50kW以上の営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可の申請があった場合には、経済産業省地方産業保安監督部電力安全課に相談し、電気事業法に基づく電気保安に係る規制上、問題がないと認められることを確認した上で、許可を行うことが適当です。

（なお、本問については、経済産業省商務流通保安グループ電力安全課と調整済みです。）

(参考) 地方産業保安監督部電力安全課の連絡先等

組織名	管轄地域	電話番号
北海道産業保安監督部	北海道	011-709-1725
関東東北産業保安監督部 東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県、新潟県	022-221-4952
関東東北産業保安監督部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部	048-600-0387
中部近畿産業保安監督部	愛知県、長野県、岐阜県の一部、三重県の一部、 静岡県の一部	052-951-2817
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一部	076-432-5580
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、 兵庫県の一部、福井県の一部、岐阜県の一部、 三重県の一部	06-6966-6047
中国四国産業保安監督部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部	082-224-5742
中国四国産業保安監督部 四国支部	徳島県、香川県の一部、愛媛県の一部、高知県	087-811-8587
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県	092-482-5521
那覇産業保安監督事務所	沖縄県	098-866-6474

〔その他〕

Q48 営農型発電設備の設置のために、作物転換することは認められるのか。

- 1 営農型発電設備は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電事業を行うものです。このため、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等を行うことは望ましくありません。
- 2 このため、作物を転換する場合には、当該作物の営農技術・経験の有無等を確認し、営農の適切な継続が確保されること（例えば、当該設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収するおそれがないと認められること等）や販売先の見込み等農業収入が減少しないこと等を確認した上で許可の可否を判断することが適当です。

Q49 営農型発電設備の設置者が自ら電柱を立て、電線路を設置し、最寄りの電柱等に接続する場合、当該電柱の取扱いいかん。

- 1 営農型発電設備の稼働上必要な施設であれば、営農型発電設備と同様に、一時転用許可の対象とすることが可能です。
- 2 なお、営農型発電設備の下部の農地において、営農の適切な継続がなされていない場合には、撤去が命じられることとなりますが、その際には、電柱等も同様に撤去する必要があります。
このため、「支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」の審査の際には、電柱等の撤去費用についても考慮することが必要です。